

○因島アメニティプール設置及び管理条例

平成17年12月21日
条例第250号

(目的及び設置)

第1条 市民及び来訪者の利用に供するため、因島アメニティプール(以下「プール」という。)を設置する。

(位置)

第2条 プールの位置は、尾道市因島大浜町57番地とする。

(指定管理者による管理)

第3条 プールの管理は、尾道市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年条例第2号。次条において「指定手続条例」という。)の規定により市が指定した法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。ただし、同条例第3条第1項の申請がなかったとき又は同条例第4条に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。

(指定管理者が行う管理の基準)

第4条 指定管理者は、この条例及び指定手続条例並びにこれらに基づく規則の規定に従い、プールの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) プールの利用許可に関する業務
- (2) プールの施設及び附属設備等の維持管理及び修繕(大規模な修繕を除く。)に関する業務
- (3) プールの施設及び附属設備等の清掃業務
- (4) プールの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、プールの運営に関する業務のうち市長のみに属する事務を除き、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の期間)

第6条 指定管理者がプールの管理を行う期間(以下「指定期間」という。)は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から起算して5年間とする。ただし、期間満了後の再指定を妨げない。

2 指定期間の始期が4月1日以降であるときは、前項の規定にかかわらず、当該日の属する年度の3月31日までを1年間とみなす。

(平20条例30・平28条例30・一部改正)

(開場期間)

第7条 プールの開場期間は、7月1日から8月31日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開場期間を延長し、若しくは短縮し、又は臨時に開場し、若しくは休場することができる。

(利用時間)

第8条 プールの利用時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを延長し、又は短縮することができる。

(利用の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、プールへの入場及び利用を拒絶し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 感染性の病気にかかっていると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある者
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある者
- (4) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがある者
- (5) 管理運営上必要な指示に従わない者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、プールの管理上支障があると認められる者

(利用料金)

第10条 プールを利用しようとする者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第11条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、市長が別に定める特別な理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長が別に定める特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(団体利用)

第14条 プールを団体で利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、プールの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に際して条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の利用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設及び附属施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、プールの管理上支障があると認められるとき。

(利用許可の取消し等)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 第14条第1項の許可を受けた者(以下「団体利用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 団体利用者が第14条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。

(3) 団体利用者が偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。

(4) 前条各号の規定に該当する事由が発生したとき。

2 前項の規定により利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止を命じた場合において、団体利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。(損害賠償責任)

第17条 故意又は過失によりプールの施設及び設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を市に賠償しなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月10日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に因島市都市公園設置及び管理条例(昭和50年因島市条例第26号。以下「因島市条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為(アメニティプールに係るものに限る。)は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条の規定に基づき、市長は、施行日から平成18年3月31日までの間は、プールの管理を公共的団体(施行日の前日において因島市条例第19条の2の規定により管理の委託を受けていた団体に限る。)に委託することができる。

付 則(平成20年3月19日条例第30号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成26年3月19日条例第27号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成28年3月16日条例第30号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(平成31年3月20日条例第58号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定(団体利用に係る利用料金の部分に限る。)は、この条例の施行の日以後に行う利用の許可に係る利用料金について適用し、同日前に行う利用の許可に係る利用料金については、なお従前の

例による。

別表(第10条関係)

(平26条例27・平31条例58・一部改正)

因島アメニティプール利用料金

施設名	区分		単位	利用料金の額
アメニティプール	個人利用(普通券利用)	小学生	1人1回	320円以内
		中高生		420円以内
		大人		530円以内
	個人利用(回数券利用)	小学生	11回分	3,200円以内
		中高生		4,200円以内
		大人		5,300円以内
	団体利用	小学生	1人1回	290円以内
		中高生		380円以内
		大人		480円以内
アメニティプール附属設備	コインロッカー		1日1回	200円以内

備考

- 1 この表において、「中高生」とは、中学生、高校生又は15歳以上18歳以下の者をいう。
- 2 この表において、「大人」とは、19歳以上の者をいう。
- 3 小学生就学前の者は、無料とする。
- 4 団体の取扱いは、15人以上の場合とする。
- 5 アメニティプール「1回」の利用は、プールの開場時間の間とする。
- 6 アメニティプールを午後3時以降から利用する者の利用料金については、個人利用(普通券利用)の場合に限り、当該額の8割以内の額とする。

○因島アメニティプール設置及び管理条例施行規則

平成17年12月21日
規則第192号

(趣旨)

第1条 この規則は、因島アメニティプール設置及び管理条例(平成17年条例第250号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用券等の購入等)

第2条 因島アメニティプール(以下「プール」という。)を利用しようとする者は、団体で利用する場合を除き、入場前に利用料金を納付し、普通券又は回数券(別記様式第1号)の交付を受けなければならない。

2 普通券又は回数券(以下「利用券等」という。)は、これを返還して現金の還付を受け、又は紛失その他の理由によっても再発行を受けることはできない。

(団体利用の申込み)

第3条 条例第14条第1項の許可を受けようとする者は、責任者(以下「利用責任者」という。)を定め、因島アメニティプール団体利用(変更)申込書(別記様式第2号)を指定管理者に提出しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

(利用許可書の交付等)

第4条 指定管理者は、条例第14条第1項の許可をしたときは、因島アメニティプール団体利用(変更)許可書(別記様式第3号。以下「団体利用許可書」という。)を利用責任者に交付する。許可事項の変更を許可したときも同様とする。

2 前項の団体利用の許可を受けた者は、当該許可を受ける際、利用料金を納付しなければならない。

(利用券等の提示)

第5条 プールの利用券等を購入し、又は団体利用許可書の交付を受けた者は、プールに入場し、又は退場する際には、利用券等又は団体利用許可書を係員に提示しなければならない。

2 プールを団体で利用する者は、プールに入場し、又は退場しようとするときは、利用責任者に同伴しなければならない。利用責任者に同伴しない者は、プールを個人で利用する者とみなす。

(利用料金の免除)

第6条 条例第12条の規定によりプールの利用料金を免除することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する者による条例別表の個人利用(普通券利用)の場合とする。

- (1) 心身障害者であって、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を提示したもの
- (2) 前号に掲げる者1人ごとに1人の介護者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(平31規則1・全改)

(利用料金の還付)

第7条 条例第13条ただし書の規定によるプールの利用料金の還付は、条例第14条第1項の許可を受けた者(以下この項において「利用者」という。)が次の各号に掲げる事由に該当する場合に、当該各号に定める額を還付する。

- (1) 災害その他利用者の責めによらない事由により利用できなくなった場合 既納利用料金の全額
- (2) 利用日の7日前までに利用の取消しを申し出た場合で、指定管理者が相当の事由があると認めた場合 既納利用料金の全額
- (3) 利用日の前日までに利用の取消しを申し出た場合で、指定管理者が相当の事由があると認めた場合 既納利用料金の5割相当額
- (4) 利用者が利用の変更を許可された場合において、既納利用料金に過納金が生じた場合 過納金の金額

2 前項により利用料金の還付を受けようとする者は、因島アメニティプール団体利用料金還付請求書(別記様式第4号)に団体利用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(平31規則1・旧第8条繰上)

(遵守事項)

第8条 プールを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他人に迷惑をかける行為又は他人に嫌悪の情を催させる行為をしないこと。
- (2) 公衆衛生に害を及ぼし、又は風紀を乱すような行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外の場所で喫煙し、飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 係員の指示に従うこと。
- (5) その他指定管理者が定める事項

(平31規則1・旧第9条繰上)

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、プールの管理及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(平31規則1・旧第10条繰上)

付 則

この規則は、平成18年1月10日から施行する。

付 則(平成29年7月4日規則第42号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の因島アメニティプール設置及び管理条例施行規則別記様式第1号による普通券及び回数券は、この規則による改正後の因島アメニティプール設置及び管理条例施行規則別記様式第1号の様式にかかわらず、当分の間なお使用することができる。

付 則(平成31年1月24日規則第1号)

この規則は、平成31年7月1日から施行する。

付 則(令和3年1月18日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にあるこの規則の各条の規定による改正前の当該各条の規則の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則(令和3年12月1日規則第61号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則の各条の規定による改正前の当該各条の規則の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第 1 号（第 2 条関係）

1 普通券

発行年月日 発行番号	発行年月日 発行番号
因島アメニティプール利用券	
利用者区分 ¥	利用者区分 ¥
1 日 1 回当日限り有効	

発行年月日 発行番号	発行年月日 発行番号
因島アメニティプール利用券	
1 5 時以降 利用者区分 ¥	1 5 時以降 利用者区分 ¥
1 日 1 回当日限り有効	

2 回数券

発行年月日	発行番号
因島アメニティプール 回数利用券（控） 利用者区分	
発行番号	
領収書	
円	
発行年月日	
上記の金額を領収しました。 指定管理者	

発行番号	1
因島アメニティプール 回数利用券 利用者区分	
発行番号	2
因島アメニティプール 回数利用券 利用者区分	
発行番号	3
因島アメニティプール 回数利用券 利用者区分	
発行番号	4
因島アメニティプール 回数利用券 利用者区分	
発行番号	5
因島アメニティプール 回数利用券 利用者区分	
発行番号	6
因島アメニティプール 回数利用券 利用者区分	
発行番号	7
因島アメニティプール 回数利用券 利用者区分	
発行番号	8

因島アメニティプール 回数利用券 利用者区分	
発行番号	9
因島アメニティプール 回数利用券 利用者区分	
発行番号	1 0
因島アメニティプール 回数利用券 利用者区分	
発行番号	1 1
因島アメニティプール 回数利用券 利用者区分	

様式第2号(第3条関係)

許可(領収)番号

因島アメニティプール団体利用(変更)申込書

次のとおり団体利用(変更)したいので、因島アメニティプール設置及び管理条例第14条の規定により申し込みます。

年 月 日

因島アメニティプール
指定管理者 様

※ 申 込 者	団 体 名	
	代 表 者 氏 名	
	代 表 者 住 所	
	連 絡 先	

小学生	※	人	円	利 用 期 日	※	年	月	日
中高生	※	人	円	利 用 時 間	※	時	分～	時 分
大人	※	人	円	利 用 料	年 月 日			
計		人	円	納 入 年 月 日				

※印の欄は、申込者において記入のこと。

様式第3号(第4条関係)

(表)

許可(領収)番号				
因島アメニティプール団体利用(変更)許可書				
因島アメニティプール設置及び管理条例第14条の規定により団体利用(変更)を許可します。				
年 月 日				
様				
因島アメニティプール 指定管理者				
印				
小学生	人	円	利 用 期 日	年 月 日
中高生	人	円	利 用 時 間	時 分～ 時 分
大人	人	円	利 用 料 金	年 月 日
計	人	円	納 入 年 月 日	
この許可書をもって利用料金の領収書に代えます。				

(裏)

注 意 事 項	
1 因島アメニティプール設置及び管理条例及び同条例施行規則を遵守し、係員の指示に従うこと。	
2 許可に基づく権利を譲渡し、又は他人に利用させないこと。	
3 この許可書は、入場及び退場の際は必ず係員に提示すること。	

様式第4号(第7条関係)

因島アメニティプール団体利用料金還付請求書

因島アメニティプール設置及び管理条例施行規則第7条の規定により、次のとおり団体利用料金の還付を請求します。

因島アメニティプール
指定管理者 様

団体名
代表者 住所
氏名 ⑩
連絡先

※個人の場合は、押印は不要です。
法人その他の団体で押印を省略する場合は、次の事項を記載してください。

(本件責任者氏名)	(電話番号)
(担当者氏名)	(電話番号)

許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
利用予定日時	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで		
利用料金還付請求の理由			
既納付額	円		
還付請求額	円(還付割合 割)		

○尾道市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

平成16年3月2日
条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 市長は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、公募するものとする。ただし、施設の性格、規模、機能その他の事情により公募によらないことが適当と認められる特別の事情があるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 法人その他の団体であって、指定管理者の指定を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする施設の事業計画書
- (2) 当該施設の管理に係る収支計画書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める書類

2 前項の規定は、既に指定を受けている施設において、その指定期間の満了後の再指定を受けようとする場合について準用する。

(選定の基準)

第4条 市長は、前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、申請のあった公の施設の管理を行わせるに最も適当と認められる申請者を指定管理者の候補者(以下「指定候補者」という。)として選定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が利用者の平等な利用を確保できるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、申請のあった施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(選定結果の通知)

第5条 市長は、前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を申請者に通知しなければならない。

(再度の選定)

第6条 市長は、前条の規定による通知をした後、第4条の規定により選定した指定候補者を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたときは、当該指定候補者を除く申請者の中から再度同条の規定により指定候補者を選定することができる。

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該議決に係る指定候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、前項の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出等)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後(前条第1項の指定を受けた期間が1年間であった場合においては、指定期間の満了後)60日以内に、指定を受けた施設(以下「指定管理施設」という。)に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第11条第1項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の停止を命ぜられたときは、その指定を取り消され、又は業務の停止を命ぜられた日(以下「処分を受けた日」という。)から起算して30日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。

- (1) 指定管理施設の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 指定管理施設の利用に係る料金の収入の実績
- (3) 指定管理施設の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理施設の管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 市長は、指定管理施設の管理の適正を期するため、定期又は必要に応じ、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(秘密を守る義務及び個人情報の取扱い)

第10条 指定管理者及び指定管理施設の業務に従事している者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第67条の規定を遵守し、その保有する個人情報の漏えい、き損又は滅失の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、指定管理施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者の職務を退いた後においても、同様とする。

(令5条例4・一部改正)

(指定の取消し等)

第11条 市長は、指定管理者が前3条の規定に従わないときその他指定管理者の責めに帰する事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった指定管理施設の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第13条 指定管理者は、故意又は過失により指定管理施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が指定管理者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第14条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第2条から第9条まで、第11条、第12条及び前条の規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と、第3条及び次条の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(尾道市個人情報保護条例の一部改正)

2 尾道市個人情報保護条例(平成6年条例第2号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(尾道市情報公開条例の一部改正)

3 尾道市情報公開条例(平成12年条例第8号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(御調町の編入に伴う経過措置)

4 御調町の編入の日前に御調町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年御調町条例第23号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平17条例17・追加)

(因島市及び瀬戸田町の編入に伴う経過措置)

5 因島市及び瀬戸田町の編入の日前に因島市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年因島市条例第1号)又は瀬戸田町公の施設の指定管理者等に関する条例(平成16年瀬戸田町条例第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平17条例180・追加)

付 則(平成17年3月2日条例第17号)

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

付 則(平成17年12月21日条例第180号)

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

付 則(令和5年3月23日条例第4号)抄
(施行期日)
第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○尾道市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成16年3月2日
規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、尾道市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 市長は、条例第2条の規定により指定管理者の公募を行う場合は、あらかじめ次に掲げる事項を明示して、これを行うものとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる施設の概要
- (2) 指定管理者の申請に必要な資格
- (3) 申請を受け付ける期間
- (4) 申請に際して提出すべき書類の内容
- (5) 指定管理者の選定の基準
- (6) 施設の管理の基準
- (7) 管理業務の範囲及び具体的内容
- (8) 利用料金に関する事項
- (9) 指定管理者として指定する期間
- (10) その他市長が別に定める事項

(申請に関する書類等)

第3条 条例第3条第1項の申請書の様式は、指定管理者指定申請書(別記様式)によらなければならない。

2 条例第3条第1項第3号の規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 指定管理者になろうとする団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該団体の登記簿謄本その他これに類するもの
- (3) 申請に必要な資格を有することを証する書類
- (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支報告書及び事業報告書その他これらに類する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(協定の締結)

第4条 市長は、条例第7条第1項の指定を行ったときは、指定管理者と施設の管理に関する協定を締結するものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和8年2月19日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第3条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

尾道市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者職・氏名
連絡先 担当者
電 話

申請施設名

の指定管理者の指定を受けたいので、尾道市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第3条第1項の規定に基づき申請します。

添付書類

- (1) 施設の事業計画書
- (2) 施設の管理に係る収支計画書
- (3) 定款、寄附行為、規約その他これらに類するもの
- (4) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本その他これに類するもの
- (5) 申請に必要な資格を有することを証する書類
- (6) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支報告書及び事業報告書その他これらに類するもの
- (7) その他市長が必要と認めるもの